平成２２年（フ）第５４号
山口県防府市東仁井令町３番24号
債務者　森本美沙子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
山口市上宇野令779番地１　白神アパート201
債務者　吉井　政人
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
熊本県下益城郡城南町大字下宮地865番地４
債務者　久佐賀博敏
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１５号
熊本県菊池郡菊陽町光の森５丁目20番地９
ＬＡＮＤ　ＦＡＬＬ　Ｃ－２
債務者　髙本　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５２号
熊本県宇土市住吉町32―１
債務者　丸目　宣子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６０号
熊本市栄町２番１号
債務者　大澤　久子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２１号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地　あけぼの団地13―３―６
債務者　森　　里佳
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２２６号
熊本市新大江３丁目６番76号
債務者　廣瀬　　護
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１号
松江市中原町243番地
債務者　日高　隆志
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０９号
神奈川県鎌倉市長谷４丁目７番16号　石渡荘102
債務者　塩田　雅伸
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１９号
横浜市港北区新吉田東５丁目61番３号　コーポラス飛鳥202
債務者　海藤　宏美
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６６号
神奈川県海老名市国分南１丁目２番16―302号
債務者　竹森譲二こと　タケモリジョウジ
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８７０号
横浜市栄区上郷町66番地１　藤和シティコープ港南台106
債務者　諏訪　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８９号
愛知県岡崎市福岡町字北御坊山10番地　市営福岡荘２―204
債務者　山根　俊治
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３９９号
埼玉県八潮市緑町４丁目18―８
債務者　黒竹やよい
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４１５号
東京都大田区南蒲田２丁目７―６―501
債務者　蓮沼多美子（旧姓森岡）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部